

MCPC競争法遵守指針

1. 基本方針

モバイルコンピューティング推進コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）は、活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（関連法規含む）、及び公正取引委員会策定「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」等のガイドライン、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守する。

2. 適用範囲

会員及び事務局職員は、当コンソーシアムにおけるすべての活動（会議、懇親会、研修会、見学会等）において競争法を遵守し、競争を不当に制限する行為を行わない。

3. 禁止事項

会員及び事務局職員は、当コンソーシアムにおけるすべての活動において、明示、黙示を問わず、「価格制限行為」「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為等」、その他、競争法に抵触するおそれのある行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

4. 会議運営上の注意事項

- (1) 会議開催にあたっては、原則として、事務局職員が出席する。
- (2) 会議において、前項禁止事項にあたる競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換、資料の配布等は行わない。
- (3) 会議において、競争法上問題となるおそれがある発言があった場合は、議長は、事務局職員に対し、その発言を行った者及び内容を議事録にとどめるよう指示をするとともに、競争法コンプライアンス責任者に報告する。
- (4) 会議終了後、事務局職員は、速やかに議事録を作成し、これを保管する。

5. 標準化活動における留意点

- (1) 会員及び事務局職員は、当コンソーシアムの標準化活動又はガイドライン策定等において、特定の事業者に不当に有利又は不利となる仕様・内容を押し付けることを行わない。策定したガイドラインへの準拠は、各事業者の任意の判断に委ねられるものとし、当コンソーシアムはこれを強制しない。
- (2) 会員及び事務局職員は、当コンソーシアムの諸活動において、知的財産権の取扱いについては、「MCPC 知的財産権に関する指針」に従うとともに、公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を遵守する。
- (3) 会員及び事務局職員は、標準化活動又はガイドライン策定等において、正当な理由なく特定の技術又は事業者を排除する行為を行わない。

6. 競争法コンプライアンス責任者

- (1) 当コンソーシアムの競争法コンプライアンス責任者を事務局長とする。
- (2) 競争法コンプライアンス責任者は、本指針が適切に適用されるように、当コンソーシアムの業務を監視し、会員が本指針に反する行動を行った場合には、企画運営委員会に諮り、同委員会において、処分を決定する。

7. 本指針の周知徹底

- (1) 本指針は、当コンソーシアムの全ての活動に参加する全ての会員及び事務局職員に適用する。
- (2) 当コンソーシアムは、会員、事務局職員に対して競争法コンプライアンスに関する周知徹底を図り、各人の知識向上とその維持に努める。
- (3) 当コンソーシアムは、本指針をホームページに公開し、会員及び事務局職員への周知徹底を図る。

8. その他

本指針は、必要に応じて企画運営委員会において、決議の上、改訂する。

以上